



鳥取県公報

令和7年11月14日（金）
第9742号

毎週火・金曜日発行

目次

◇ 告 示

保安林の指定予定（646）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2

道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等

（647）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 2

指定居宅サービス事業の廃止の届出（648）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 5

指定介護予防サービス事業の廃止の届出（649）（〃）・・・・・・・・・・ 5

◇ 公 告

保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知

（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 5

年少射撃資格の認定のための講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 6

◇ 調達公告

一般競争入札の実施（物品契約課）・・・・・・・・・・ 7

告 示

鳥取県告示第646号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市河原町北村字権現坂632の45、632の139、字兌床平942の1、942の3、942の23、字伊勢谷口972の1、972の26、字栗谷982の2、982の3、982の9、982の437

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第647号

令和8年度及び令和9年度において県が締結する道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札（限定公募型指名競争入札を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

令和7年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象業務

県が管理する道路施設等に係る次の(1)から(4)までに掲げる業務

(1) 除雪業務

(2) 路面清掃業務

(3) 道路パトロール業務

(4) 消雪施設又は融雪施設（以下「消融雪施設」という。）の保守点検業務

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自ら保有し、又はリース（リース期間の末日が令和10年3月31日以後で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）をしている除雪機械（次の表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械をいう。以下同じ。）を使用する除雪業務（以下「借上除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械及び当該除雪機械を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。

除雪トラック	除雪が可能な装置（プラウ）を装備しているもので、4トン級以上のもの
ドーザー	クローラー型又はホイール型のもので、5トン級以上のもの
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの

ロータリー除雪車	ロータリ式ホイール型のもので、定格出力が130馬力以上のもの
スノーローダ	ホイール型のもので、5トン級以上のもの
小型除雪機（搭乗式）	搭乗式のもので、定格出力が40馬力以上のもの
小型除雪機（ハンドガイド式）	ハンドガイド式のもので、定格出力が5馬力以上のもの
トラクタショベル	ホイール型のもの
凍結防止剤散布車	自走式又は車載式のもので、積載量が0.5立方メートル以上のもの

- (3) 県が保有する除雪機械を使用する除雪業務（以下「貸与除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械（トラクタショベルを除く。）を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。

- (4) 県が保有する路面清掃機械を使用する路面清掃業務にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において路面清掃車を使用した路面清掃業務又は路面切削を伴う舗装工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 路面清掃機械（次の表に掲げる機械をいう。）を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に2名以上常に備えていること。

路面清掃車	真空式又はブラシ式のもので、最大積載量が4トン級以上のもの
散水車	タンク容量が6,500リットル級以上のもの

- (5) 道路パトロールを行う場合にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前10年以内に、県内において、国道若しくは県道の道路パトロール業務又は国道若しくは県道の年間道路維持工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 普通自動車を運転することができる免許を有する常勤の職員を県内の営業所に2名以上備えていること。

- (6) 消融雪施設の保守点検を行う場合にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において、国道若しくは県道に設置された消融雪施設の点検業務、新設工事若しくは修繕工事又は国道若しくは県道に埋設された上水道（簡易水道及び工業用水道を含む。）の新設工事若しくは修繕工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（土木一式工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。

- (7) 3(1)の書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

- (8) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (10) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）並びに鳥取県の県税に未納がないこと。

- (11) 県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

3 申請手続

- (1) 提出書類（各1部）

次のアからサまでに掲げる書類を(5)に掲げる申請先に提出すること。

ア 道路施設等管理業務委託入札参加資格審査申請書

イ 職員調書（消融雪施設保守点検業務を除く。）

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び業務に係る運転免許証等の写しを添付すること。

ウ 借上除雪にあつては、除雪機械調書及び除雪機械内訳

除雪機械の売買契約書又は固定資産台帳の写し（リースの場合にあつては、リース契約書の写し）及び自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項とし、自動車検査証を有する除雪機械に限る。以下同じ。）を添付すること。また、自動車検査証の有効期間の満了日が令和10年3月31日以前である場合は、誓約書を添付すること。

エ 路面清掃業務及び道路パトロール業務にあつては、業務等実績調書

当該調書に記載している業務又は工事の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

オ 役員等名簿

カ 消融雪施設保守点検業務にあつては、業務等実績調書及び建設業許可の通知書の写し又は建設業者・宅建業者等企業情報検索システムの詳細情報を印刷したもの（入札参加資格の申請をする日前3月以内に出力されたものに限る。）

キ 法人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する事業年度の前事業年度（決算終了後4月を経過していない場合にあつては、前々事業年度）における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する年の前年（決算終了後4月を経過していない場合にあつては、前々年）における貸借対照表及び損益計算書

ク 2(10)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

鳥取県の県税に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合（(3)ただし書に規定する提出期限までに承諾する場合に限る。）には、提出を要しないものとする。

ケ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）の写し

コ 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し（個人の場合は、住民票の写し）

サ 県外に本店を有する者が入札等の権限を委任する場合（年間を通じて委任する場合に限る。）は、その旨の委任状

(2) 申請に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、道路施設等管理業務委託入札参加資格審査添付書類変更届及び変更箇所を修正した(1)の書類を(4)のア又はイのいずれかの方法により、(5)の申請先に速やかに提出すること。

なお、次の事項に留意すること。

ア 職員調書に記載した者を変更する場合は、当該者が常勤職員であることを確認できる書類及び業務に係る運転免許証等の写しを併せて提出すること。

イ 誓約書に記載した機械について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に定める継続検査を受けた場合には、除雪機械内訳及び新たに交付された自動車検査証の写しを提出すること。

(3) 受付期間及び時間

令和7年12月1日（月）から令和10年2月10日（木）までの日（(4)イの方法により申請する場合は、各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで）とする。ただし、令和8年度初回発注分の契約に係る指名競争入札に参加しようとするときは、次に掲げる期限までに申請手続を行うこと。

ア 1(1)に掲げる業務 令和8年6月26日（金）

イ 1(2)及び(3)に掲げる業務 令和8年1月16日（金）

ウ 1(4)に掲げる業務 令和8年4月17日（金）

(4) 申請方法

入札参加資格の付与を受けようとする者は、次のいずれかの方法により申請すること。

ア インターネットのとりどり電子申請サービス (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) により必要事項を入力し、(1)に定める提出書類の電子データを添付して提出する方法

イ 持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便のうち書留郵便に準ずるものにより(1)に定める提出書類を(5)の申請先に提出する方法

なお、郵便又は信書便による申請は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、令和10年2月10日（木）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 申請先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

(6) その他

申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm>) に掲載するので、提出書類の様式については、ここから入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和10年3月31日（入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合にあっては、知事が当該事実を確認した日の前日）まで

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

鳥取県告示第648号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社トマト薬局	トマト薬局	東伯郡琴浦町徳万176-5	令和7年10月27日	令和7年10月31日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第649号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和7年11月14日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社トマト薬局	トマト薬局	東伯郡琴浦町徳万176-5	令和7年10月27日	令和7年10月31日	介護予防居宅療養管理指導

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取る

べき森林所有者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不明な者が所有する保安林の所在場所

鳥取市鹿野町鷺峯字會下谷96の3、96の5、96の45、96の46、字這谷602の12、字大谷1685の7、1685の8、字猪谷1692の3、字大ナル口1716の1、1717、字森谷大ナル若林1744の9、1744の20、1744の22、1744の30、1744の37、1744の72、1744の85、1744の87、鹿野町河内字龍盤魚山2987の1、字下南谷3949の2、3949の4、字外尾谷上平4000の2、4001、字釜ノ谷4017の2、4017の6、4017の7、4018、字小谷山4047の1、字尾山4064、字谷中東平4271の2、4271の8、4271の12、字鋤畑ケ4375の2、字妙見谷4413の4、字小ナル4424、字菅原頭4438の1、字メタチ4440、字メダチ山4442の1、八頭郡八頭町麻生字小池549、549の1、549の2、551、552

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和7年1月20日付農林水産省告示第101号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおりに保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 鳥取市役所及び八頭町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第9条の14第1項の規定により年少射撃資格の認定のための講習会を次のとおり開催する。

令和7年11月14日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 開催の日時及び場所

（1）開催日時 令和7年12月13日（土） 午前10時から午後3時まで

（2）開催場所 倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署

3 講習時間及び講習課目

（1）講習時間 4時間

（2）講習課目

ア 空気銃の所持に関する法令

イ 空気銃の使用の方法

4 考査

講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

（1）講習受講手数料 9,800円

（2）納付方法

（1）に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

除雪トラック（7トン級）（日野県土） 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和8年11月30日（月）

(4) 納入場所

日野郡日野町本郷92-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局特殊車両庫

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

入札金額は、入札説明書に示す方法に従い物品の調達に要する費用の合計金額を電子調達システムに入力し、又は入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和7年11月20日（木）正午までに、原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に示される耐用年数の期間において、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

4 入札手続等

(1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7425

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路局道路企画課維持担当

電話 0857-26-7357

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(4) 入札説明書等の交付方法

令和7年11月14日（金）から同年12月4日（木）までの間にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年11月14日（金）から同年12月4日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和7年12月16日（火）から同月25日（木）までの日の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、入札の最終日は正午までとする。また、郵便等による入札書の受領期間は、同月24日（水）午後5時までとする。

イ 開札日時

令和7年12月25日（木）午後1時以降

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1）電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

（2）紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。

（3）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の（1）の場所に令和7年12月4日（木）午後5時まで、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等

により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書を必要とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow removal truck (7 t class)

Quantity 1

(2) 2025-12-4 17:00 : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) 2025-12-25 12:00 : Time-limit for submission of tenders

(2025-12-24 17:00 : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact Point for the notice : Procurement Division, Accounting Office, General Affairs

Department, Tottori Prefectural Government, 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570, Japan

TEL : 0857-26-7425